

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく
低炭素建築物新築等計画の認定に係る
申請手数料算定例

山口県 土木建築部 建築指導課

平成 29 年 4 月

◎低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（手数料条例 別表第1）

区 分	単 位	認定申請手数料(円/件)		変更認定申請手数料(円/件)	
		適合証等添付あり	適合証等添付なし	適合証等添付あり	適合証等添付なし
(一) 一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	5,000	47,000	3,000	24,000
(二) 共同住宅等又は 複合建築物のうち 住戸の部分 (申請に係る戸数)	1戸	5,000	47,000	3,000	24,000
	2戸～ 5戸	10,000	127,000	5,000	64,000
	6戸～ 10戸	16,000	142,000	8,000	71,000
	11戸～ 25戸	27,000	187,000	14,000	94,000
	26戸～ 50戸	45,000	257,000	23,000	130,000
	51戸～100戸	80,000	396,000	40,000	198,000
	101戸～200戸	127,000	653,000	64,000	328,000
	201戸～300戸	160,000	895,000	80,000	448,000
(三) 非住宅建築物のうち 工場等の用に供する部分 (床面積の合計)	300㎡	10,000	115,000	5,000	58,000
	301㎡～ 2,000㎡	27,000	188,000	14,000	95,000
	2,001㎡～ 5,000㎡	80,000	290,000	40,000	146,000
	5,001㎡～10,000㎡	127,000	372,000	64,000	187,000
	10,001㎡～25,000㎡	160,000	443,000	80,000	222,000
	25,001㎡～	200,000	515,000	100,000	258,000
(四) 非住宅建築物のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分 (床面積の合計)	300㎡	10,000	253,000	5,000	127,000
	301㎡～ 2,000㎡	27,000	402,000	14,000	202,000
	2,001㎡～ 5,000㎡	80,000	569,000	40,000	284,000
	5,001㎡～10,000㎡	127,000	697,000	64,000	349,000
	10,001㎡～25,000㎡	160,000	822,000	80,000	410,000
	25,001㎡～	200,000	935,000	100,000	468,000

※注記

- ・詳しくは「山口県使用料手数料条例」を確認ください
- ・「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場
その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう(平成24年告示第119号)

○適合証等

対象建築物	適合証等	審査機関等
全ての建築物	適合証（法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）。	非住宅：登録建築物エネルギー消費性能判定機関※ 住宅：登録住宅性能評価機関※
一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分	品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合している場合に限る。）の写し。	登録住宅性能評価機関

※複合建築物の適合証に係る審査機関は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ登録住宅性能評価機関であるものに限る。

○申請手数料の具体的な適用

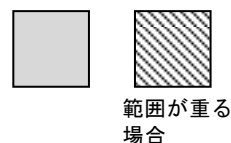
対象建築物	申請の対象とする範囲	手数料の適用区分	適用根拠
一戸建ての住宅	—	(一)	—
共同住宅等	住戸の部分	(二)	—
	建築物全体	住戸の部分(二) + 共用部分(三)	備考1
	住戸の部分及び建築物全体	住戸の部分(二) + 共用部分(三)	備考1
非住宅建築物	【工場等】建築物全体	(三)	—
	【工場等以外】建築物全体	(四)	—
	【工場等+工場等以外】建築物全体	(三) + (四)	備考2
複合建築物	住戸の部分	(二)	—
	建築物全体	住宅の部分(二) + 共用部分(三) + 非住宅(三) + (四)	備考3
	住戸の部分及び建築物全体	住宅の部分(二) + 共用部分(三) + 非住宅(三) + (四)	備考3

適用根拠は山口県使用料手数料条例の備考を示す

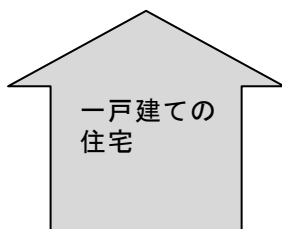
■申請手数料の算定例

※低炭素建築物新築等計画 変更認定の場合も、
手数料は異なるが同じ考え方のため省略

凡例
認定申請範囲
(以下共通)



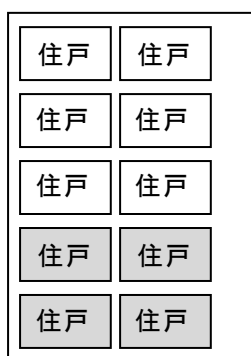
(1) 一戸建ての住宅 (建築物全体)



- ①適合証等なし
手数料条例 (一) より
47,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例 (一) 及び備考 4 より
5,000 円

認定通知書は 1 枚交付

(2) 共同住宅等 (住戸の部分(10 戸の内 4 戸の認定申請など))

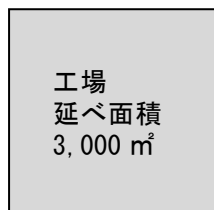


マンション
全 10 戸

- ①適合証等なし
手数料条例 (二) より
127,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例 (二) 及び備考 5 より
10,000 円

認定通知書は 4 枚交付 (申請対象各戸)

(3) 非住宅建築物 (工場等) (建築物全体)



- ①適合証等なし
手数料条例 (三) より
290,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例 (三) 及び備考 6 より
80,000 円

認定通知書は 1 枚交付

(4) 非住宅建築物（工場等以外）（建築物全体）



- ①適合証等なし
手数料条例（四）より
569,000 円
- ②適合証等あり
手数料条例（四）及び備考 7 より
80,000 円

認定通知書は 1 枚交付

(5) 共同住宅等（建築物全体）



マンション
全 10 戸
共用部分 100 m²

- 手数料条例備考 1 による
- ①適合証等なし
住戸部分 手数料条例（二）より
142,000 円
共用部分 手数料条例（三）より
115,000 円
合計 257,000 円
 - ②適合証等あり
住戸部分 手数料条例（二）及び備考 5、8 より
16,000 円
共用部分 手数料条例（三）及び備考 6、8 より
10,000 円
合計 26,000 円

認定通知書は 1 枚交付

(6) 共同住宅等（建築物全体及び住戸の部分（10 戸の内 4 戸など））



マンション
全 10 戸
共用部分 100 m²

- 手数料条例備考 1 により建築物全体と同額
- ①適合証等なし
住戸部分 手数料条例（二）より
142,000 円
共用部分 手数料条例（三）より
115,000 円
合計 257,000 円
 - ②適合証等あり
住戸部分 手数料条例（二）及び備考 5、8 より
16,000 円
共用部分 手数料条例（三）及び備考 6、8 より
10,000 円
合計 26,000 円

認定通知書は 5 枚交付（全体 1 + 申請各戸 4）

(7) 非住宅建築物（工場等及び工場等以外）（建築物全体）

手数料条例備考2による

工場部分 延べ面積 3,000 m ²
事務所部分 延べ面積 3,000 m ²

① 適合証等なし

工場等部分 手数料条例（三）より

290,000 円

工場等部分以外 手数料条例（四）より

569,000 円

合計 859,000 円

② 適合証等あり

工場等部分 手数料条例（三）及び備考6、9より

80,000 円

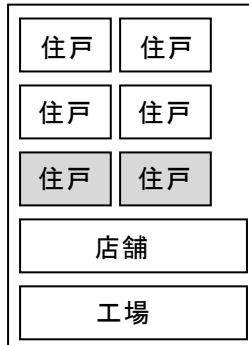
工場等部分以外 手数料条例（四）及び備考7、9より

80,000 円

合計 160,000 円

認定通知書は1枚交付

(8) 複合建築物（住戸の部分(6戸の内2戸など)）



1階工場 200 m²

2階店舗 200 m²

3~5階

マンション

全6戸

共用部分 100 m²

① 適合証等なし

手数料条例（二）より

127,000 円

② 適合証等あり

手数料条例（二）及び備考5より

10,000 円

認定通知書は2枚交付

(9) 複合建築物（建築物全体）



1階工場 200 m²
2階店舗 200 m²
3～5階
マンション
全6戸
共用部分 100 m²

手数料条例備考3による

① 適合証等なし

住戸部分 手数料条例（二）より

142,000 円

共用部分 手数料条例（三）より

115,000 円

工場等部分 手数料条例（三）より

115,000 円

工場等部分以外 手数料条例（四）より

253,000 円

合計 625,000 円

② 適合証等あり

住戸部分 手数料条例（二）及び備考5、8、10より

16,000 円

共用部分 手数料条例（三）及び備考6、8、10より

10,000 円

工場等部分 手数料条例（三）及び備考6、9、10より

10,000 円

工場等部分以外 手数料条例（四）

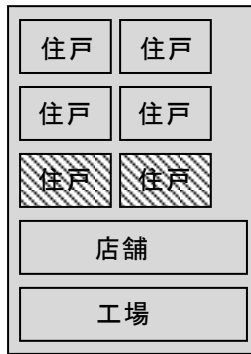
及び備考7、9、10より

10,000 円

合計 46,000 円

認定通知書は1枚交付

(10) 複合建築物 (建築物全体及び住戸の部分(6戸の内2戸など))



1階工場 200 m²
2階店舗 200 m²
3~5階
マンション
全6戸
共用部分 100 m²

手数料条例備考3により建築物全体と同額

① 適合証等なし

住戸部分 手数料条例(二)より

142,000円

共用部分 手数料条例(三)より

115,000円

工場等部分 手数料条例(三)より

115,000円

工場等部分以外 手数料条例(四)より

253,000円

合計 625,000円

② 適合証等あり

住戸部分 手数料条例(二)及び備考5、8、10より

16,000円

共用部分 手数料条例(三)及び備考6、8、10より

10,000円

工場等部分 手数料条例(三)及び備考6、9、10より

10,000円

工場等部分以外 手数料条例(四)

及び備考7、9、10より

10,000円

合計 46,000円

認定通知書は3枚交付(全体1+申請各戸2)